

自家発 Q & A 31

自家発電設備の点検等について

「自家発Q&A」では、自家発電設備を設置する際の法規制として、設置場所の条件、届出及び設置工事を行う者の要件等について紹介してきました。10月号から、移動用発電設備を除いた自家発電設備（内燃力発電設備又はガスタービン発電設備）の維持保全として、設置者に義務づけられる点検等（点検の実施、点検結果の記録・報告）について紹介します。

Q 1 法令により自家発電設備にはどのような点検等が義務づけられているのか教えてください。

A 1 自家発電設備の点検については、関係法令（電気事業法、消防法、建築基準法）により、自家発電設備の種類（常用、非常用の別等）に応じ、設置者に対して点検等が義務づけられています。各法令で定める点検等の概要は次のとおりです。

1. 電気事業法による点検等

電気事業法では、常用、非常用を問わず事業用電気工作物としての適用を受ける自家発電設備（※1）について、保安規程に基づき、自家発電設備の点検等（※2）を行わなければなりません。設備の保安を確保するため設置者には点検等の基準の作成等が義務づけられています。

- ※1. 内燃力発電設備は出力10kW以上、ガスタービン発電設備では全てのもの
- ※2. 保安規程において設置者自らが基準を定め、この基準に基づき点検等を行う。

2. 消防法による点検等

消防法では、消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等）の非常電源として設置される自家発電設備について、消防法令等で定める基準（※3）に基づき、定期の点検等を行うことが防火対象物（建築物）の関係者に義務づけられ

ています。

また、点検実施後はその結果を所定の用紙（※4）に記録し、所轄消防機関への定期の報告（※5）を行わなければなりません。

- ※3 「非常電源（自家発電設備）点検基準」（告示）及び「非常電源（自家発電設備）点検要領」（通知）に基づく点検として、半年に1回の点検（機器点検）と1年に1回の点検（総合点検）が義務づけられている。
- ※4 「非常電源（自家発電設備）点検票」に点検結果を記録する。
- ※5 当該点検票を「消防用設備等点検結果報告書」に添付し、設備が特定防火対象物に設置されている場合は1年に1回、非特定防火対象物に設置されている場合は3年に1回の報告が義務づけられている。

3. 建築基準法による点検等

建築基準法では、特定の建築物の建築設備（排煙設備、非常用の照明装置等）の予備電源として設置される自家用発電装置（建築基準法上の呼称）について、当該装置が設置される建築設備の検査、点検に関する告示基準（※6）に基づき、定期に点検等を行うことが建築主に義務づけられています。

また、6ヶ月から1年の間隔で特定行政庁が定める時期に点検結果等の報告を行うことが義務づけられています。

- ※6 「建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び検査の判定基準並びに検査結果表を定める件」（国

表1 自家発電設備の点検等に関する関係法令の規制の概要

	電気事業法	消 防 法	建築基準法
対象設備	事業用電気工作物に該当する自家発電設備	消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備	建築設備の予備電源として設置される自家用発電装置
点検基準	保安規程で定める点検等の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・非常電源（自家発電設備）点検基準（告示） ・非常電源（自家発電設備）点検要領（通知） 上記点検基準等により、半年点検（機器点検）及び1年点検（総合点検）を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省告示第285号「排煙設備」、 「非常用の照明装置」又は「給水及び排水設備」により実施する。
点検記録	_____	<ul style="list-style-type: none"> ・非常電源（自家発電設備）点検票（半年点検、1年点検の結果を記載する） 	「排煙設備」、 「非常用の照明装置」、 「給水及び排水設備」の該当する検査結果表に記載する。
点検報告	_____	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等点検結果報告書「非常電源（自家発電設備）点検票」を添付する。 ・特定防火対象物に設置される消防用設備等では1年に1回、非特定防火対象物に設置される消防用設備等では3年に1回、点検結果報告書を所轄消防機関に提出する。 	定期検査報告書により、概ね6ヵ月から1年までの間隔において特定行政庁が定める時期に報告する。